

特定一般教育訓練給付金のご案内

1. 特定一般教育訓練給付金とは

一定の要件を満たす方が、**厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練（特定一般教育訓練）**を受講し、修了した場合に、**本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する**制度です。

■ 給付の内容

- 教育訓練経費の**40%（上限20万円）**を支給
- 資格取得等し、訓練修了日の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された方または訓練修了時点で雇用保険の被保険者として雇用されている方であって訓練修了日の翌日から1年以内に当該資格取得等をした者は、教育訓練経費の**10%（上限5万円）**を追加支給

※2024年10月1日以降に受講開始した方について適用

■ 支給の対象となる方（以下全ての要件を満たしている方）

- 雇用保険の被保険者である方（在職者）又は被保険者であった方（離職者）のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内（※妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方
- 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上（初回の場合は1年以上）ある方
- 前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに新たに3年以上被保険者期間がある方

2. 給付の対象となる講座（特定一般教育訓練）の指定基準

給付対象講座となるためには、厚生労働大臣の指定を受けることが必要です。講座指定は **年2回（4月1日・10月1日）** 行っており、指定の有効期間は **3年間**です。

次の①～④の**類型**のいずれかに該当する教育訓練のうち、類型ごとに設定される「**教育訓練の期間**」および「**講座実績**」等の要件を満たすものを、厚生労働大臣による指定の対象としています。

類型	教育訓練の期間	講座実績 (過去3か年度のいずれかの年度)
① 業務独占資格、名称独占資格もしくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程	○通学制 : 1か月以上1年以内でありかつ時間が50時間以上 ○通信制 : 3か月以上1年以内 ○養成課程 : 3年以内（訓練期間及び時間の下限なし）	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率 ^{※1} 80%以上
② ITSSレベル2の情報通信技術関係資格の取得を目標とする課程	○通学制 : 1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制 : 3か月以上1年以内	
③ 短時間の職業実践力育成プログラム（BP）及びキャリア形成促進プログラム（CP） ^{※2}	○通学制 : 1か月以上1年以内であり、かつ時間が60時間以上 ○通信制 : 3か月以上1年以内	就職・在職率 ^{※1} 80%以上
④ 職業能力評価制度（技能検定又は団体等検定）の合格を目標とする課程	○通学制 : 1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制 : 3か月以上1年以内	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率 ^{※1} 80%以上

※1 就職・在職率 = (受講開始時に職に就いていなかった者で、訓練を修了して就職した者 + 受講開始時に既に職に就いていた者で、訓練修了後も在職している者) / 入講者

※2 ③タイプの職業実践力育成プログラム（BP）およびキャリア形成促進プログラム（CP）については文部科学省による認定を受ける必要があります（文部科学省への認定申請と裏面3の教育訓練給付の指定申請は同時申請可能）。

この他にも指定の要件はありますので、詳細は、裏面記載の厚生労働省ウェブサイトに掲載している「教育訓練給付制度（特定一般教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」をよくお読みください。

講座例

- 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程
(介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、大型自動車第一種免許等)
- ITSSLレベル2の情報通信技術関係資格の取得を目標とする課程 (ITSSLレベル2)
(基本情報技術者試験等)
- 短時間の職業実践力育成プログラム (BP) 及びキャリア形成促進プログラム (CP)
(A I・セキュリティ人材育成プログラム、認定看護管理者教育課程等)

3. 指定申請の手続きについて

指定の申請は年2回受け付けています (例年、10月1日指定分につき、4月上旬～、翌年4月1日指定分につき、10月上旬～、いずれも約1か月間、詳細は厚生労働省ウェブサイトで告知)。

厚生労働省ウェブサイトに掲載している「教育訓練施設向けパンフレット」を参照の上、「教育訓練給付金 (特定一般教育訓練) 講座指定申請様式集」をダウンロードし、必要事項を記載の上、所定の提出先に提出ください。

- 特定一般教育訓練の講座申請手続きについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyouno_uryoku/career_formation/kyouiku/03_00003.html



- 厚生労働省ウェブサイト

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

トップページの右上の検索窓口で、「特定一般教育訓練の講座申請手続きについて」と検索してください。

■ 2025年度～2026年度 講座の指定に関する問い合わせ先

講座指定の申請手続きについて (申請の時期、書類の記入方法、指定基準等)

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課

電話 03-5843-3794

※受付時間：9:15～17:15 混み合う12:00～13:00をさけてお問い合わせください。

その他給付の対象となる講座に関することについて

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室

電話 03-5253-1111 (内線：5398・5390)

■ 特定一般教育訓練給付金の受給に関する問い合わせ先

各公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口

連絡先一覧:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

